

早島町立早島小学校 いじめ防止基本方針

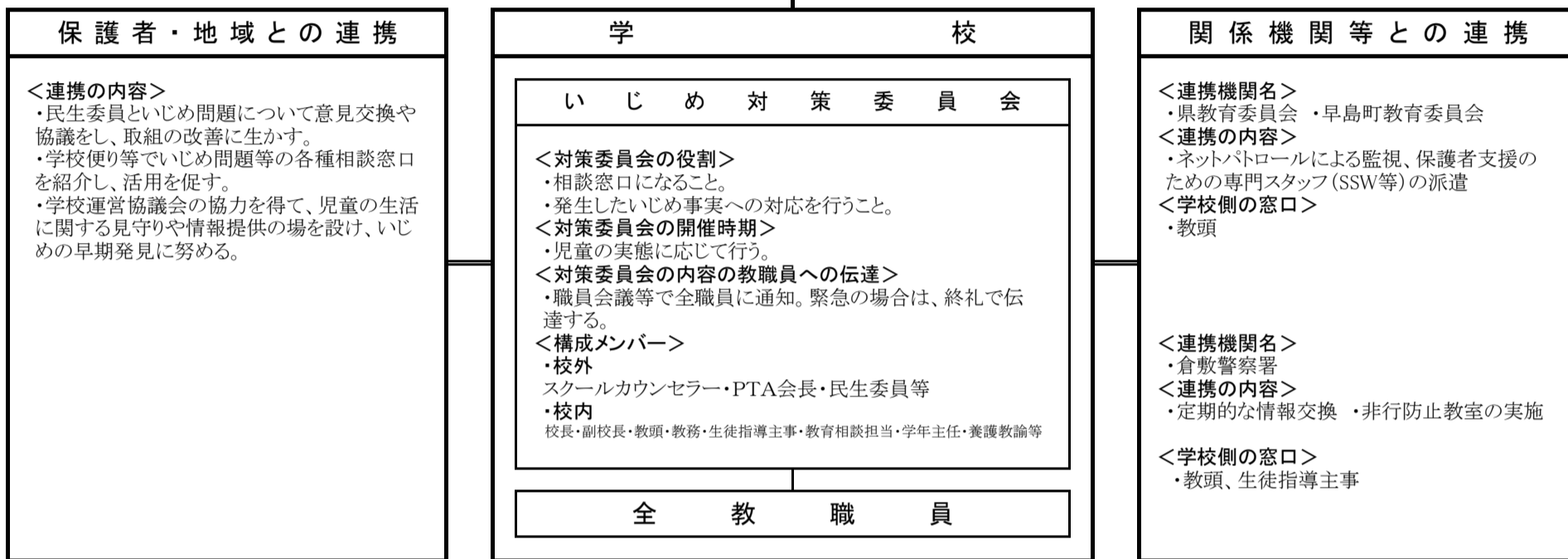
令和3年4月

いじめに関する現状と課題

・本校は大規模校であるが、多くの児童は落ち着いた雰囲気の中で学習や生活ができています。そのため、いじめについて認知される件数が少ないのが現状である。しかし、友達を作ることが苦手な児童やLINE等のインターネットモラルが守れない児童もいる。また、友達関係でトラブルになった時に自分で解決する力が低い児童や、人の気持ちを理解するのが苦手な児童もいる。このことから、よりよい人間関係を築くことができるような支援と情報教育の充実が必要と考えられる。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

・いじめの早期発見のために、hyper-QUや教育相談週間にアンケートを実施し、得られた情報を職員間で共有する。また、実施時期の工夫として、hyper-QUは学年始(4月～5月)中間期(11月)、教育相談をいじめ防止月間である6月・11月に行う。
 ・いじめの未然防止に向け、児童の主体的な活動を進めるとともに、誰もが活躍できる場を設けることで、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを行う。
 ・毎月1回生徒指導係会で、各学年の学年会で気になる児童の情報交換を行うことで、担任教師の危機管理意識を高めるとともに、学年間で連携して、児童の支援に当たることができるようにする。
<重点となる取組>
 ・「人権週間」を活用し、子どもの人権意識を高めることができるよう、学校間で共通意識をもって、道徳科等の授業に取り組む。
 ・インターネット利用実態を踏まえ、情報モラルに関する授業を毎年実施する。



学校が実施する取組

① いじめの防止	<p>(道徳教育)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道徳の授業を充実させ、心の教育をしていく。いじめについてしっかり考えさせる授業を行う。 <p>(情報モラル)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ネット上のいじめを防止するために、情報機器の利便性ととも、情報を発信する責任を自覚し、適切に利用できる力を身につけるための情報モラルに関する授業を、各学年において毎年行う。 <p>(居場所づくり)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日頃の授業や行事等の特別活動の中で、誰もが活躍できる機会を設定することで、自己有用感や充実感を感じることができる学校作りを進める。 <p>(教員研修)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教員の授業力の向上に努めたり、学級経営の危機管理意識を高めたりすることができるような研修を行う。 <p>(情報共有)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学年会の中で、気になる児童の情報交換を行うことで、きめ細やかに児童の様子に気を配ることができるようにする。また、大勢の目であたたく児童に接する雰囲気をつくることできるようにする。いじめの情報を学校内で情報共有しないことは、いじめ防止対策推進法の規定に違反することを教職員に周知する。
② 早期発見	<p>(実態把握)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年2回教育相談を行う。その際に児童の実態把握のためアンケートを行うことで、児童の生活の様子を十分把握し、いじめの早期発見を図る。また、定期的にいじめについてのアンケートを実施する。 <p>(相談体制の確立)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談担当の教職員を児童に周知するとともに、全ての教員が児童の変化を見逃すことなく、きめ細かく声かけを行い、児童がいつでもいじめを訴えたり、相談したりできるような体制を整える。 <p>(情報共有)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎月1度、児童の情報交換会を設け、児童の実態などを職員間で共通理解を図る。 <p>(家庭への啓発)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本校の人権週間や岡山県で制定されているいじめ防止月間での取組を知らせる。
③ いじめへの対処	<p>(いじめの有無の確認)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本校児童がいじめをうけているとの通報を受けたり、その可能性が明らかになったりした時は、速やかに、いじめの事実の有無の確認を行う。 <p>(いじめへの組織的対応の検討)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめへの組織的な対応を検討するために、いじめ対策委員会を開催する。 <p>(いじめられた児童への支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめがあったことが確認された場合には、いじめられた児童を最後まで守り抜くことを最優先に、当該児童及びその保護者に対して支援を行う。 <p>(いじめをうけた後、心身の苦痛を感じていないかどうか面談等により確認する。)</p> <p>(いじめた児童への指導)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめた児童に対しては、いじめは絶対に許されない行為であり、相手の心身に及ぼす影響等に気づかせるなど、適切且つ毅然とした対処を行うとともに、当該児童周囲の環境や人間関係など、その背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら、健全な人間関係を育むことができるよう指導する。

<参考様式2>

早島町立早島小学校 いじめ問題への対策に関する年間計画

内容	職員会議, 対策委員会 等	学 校 が 実 施 す る 取 組		
		① いじめ防止の取組	② 早期発見の取組	③ いじめへの対処
4月	○職員会議 ・基本方針、指導計画の確認 ※いじめ対策委員会は必要に応じて行う。	○学級づくりについての研修	○児童に関する情報交換 ○生徒指導係会	○発生事案への対処(随時) ○対応手順の共通理解
5月	○職員会議 ※いじめ対策委員会は必要に応じて行う。	○ペア学年交流	○児童に関する情報交換 ○生徒指導係会 ○hyper-QU、自尊感情アンケートの実施 ○いじめ実態把握アンケート	
6月	○職員会議 ○学校生活アンケート ※いじめ対策委員会は必要に応じて行う。	○人権標語への取組 ○人権参観日 ○ペア学年交流	○児童に関する情報交換 ○教育相談 ○生徒指導係会	○アンケートの結果の検討 ・必要に応じて対処
7月	○職員会議 ○校内研修(QUの考察) ※いじめ対策委員会は必要に応じて行う。	○ペア学年交流	○児童に関する情報交換 ○個人懇談 ○生徒指導係会	○hyper-QUの結果の検討 ・必要に応じて対処
8月	○職員会議 ○職員研修(いじめに関する研修) ※いじめ対策委員会は必要に応じて行う。		○生徒指導係会	
9月	○職員会議 ※いじめ対策委員会は必要に応じて行う。	○ペア学年交流	○児童に関する情報交換 ○生徒指導係会	
10月	○職員会議 ※いじめ対策委員会は必要に応じて行う。	○スマホ・ケータイ安全教室	○児童に関する情報交換 ○いじめ実態把握アンケート ○生徒指導係会	○アンケート結果の検討 ・必要に応じて対処
11月	○職員会議 ○学校生活アンケート ※いじめ対策委員会は必要に応じて行う。		○児童に関する情報交換 ○QU、自尊感情アンケートの実施 ○生徒指導係会	
12月	○職員会議 ※いじめ対策委員会は必要に応じて行う。	○人権週間 ○ペア学年交流	○児童に関する情報交換 ○個人懇談 ○生徒指導係会 ○教育相談	○hyper-QUの結果の検討 ・必要に応じて対処
1月	○職員会議 ※いじめ対策委員会は必要に応じて行う。	○ペア学年交流	○児童に関する情報交換 ○生徒指導係会	
2月	○職員会議 ○学校生活アンケート ※いじめ対策委員会は必要に応じて行う。	○ペア学年交流	○児童に関する情報交換 ○生徒指導係会 ○いじめ実態把握アンケート	○アンケート結果の検討 ・必要に応じて対処
3月	○職員会議 ※いじめ対策委員会は必要に応じて行う。		○児童に関する情報交換 ○生徒指導係会	